

保険料が変更になります

平成 28・29 年度の新しい保険料率が決まりました。
この保険料率は 2 年ごとに決めることになっています。

	平成 26・27 年度	→	平成 28・29 年度
●均等割 (被保険者が等しく負担)	年間 51,472 円		年間 49,809 円
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.52%		10.51%
●賦課限度額 (1 年間の保険料の上限額)	57 万円		57 万円

平成 28 年度 保険料の計算方法

【1 人当たりの額】
49,809 円

+

【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成 27 年中の所得 - 33 万円)
× 10.51%

||

1 年間の保険料【限度額 57 万円】
(100 円未満切り捨て)

※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。

平成 28 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします

均等割軽減の範囲が拡大しました

平成 27 年度まで		→	平成 28 年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (26 万円 × 世帯の被保険者数)		5 割軽減	33 万円 + (26 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (47 万円 × 世帯の被保険者数)		2 割軽減	33 万円 + (48 万円 × 世帯の被保険者数)

保険料の軽減

次に該当する被保険者は、保険料が軽減されます。

▶ 均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4 段階の軽減があります

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	→	平成 28 年度	前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減		4,980 円	約 200 円減
33 万円	8.5 割軽減		7,471 円	約 300 円減
33 万円 + (26 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減		24,904 円	約 800 円減
33 万円 + (48 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減		39,847 円	約 1,300 円減

- 被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります
- 昭和 26 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに 15 万円を引いた額で判定します

▶ 所得割の軽減 被保険者個人の所得で判定します

所得が次の金額以下の方	軽減割合
前年の所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

▶ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入した時に被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減になります

問合先 市国保医療助成課保険料収納グループ
市国保医療助成課医療助成グループ